

# 11 軽油引取税表

## 軽油の引取数量

区 分		数量・件数
引 取 数 量 ①		311,263 <sup>(k)</sup>
課税対象とならない数量 ②		41,205 <sup>(k)</sup>
差 引 ①-② ③		270,058 <sup>(k)</sup>
欠 減 量	特 約 業 者 1/100	2,363 <sup>(k)</sup>
	元 売 業 者 0.3/100	101 <sup>(k)</sup>
	計 ④	2,464 <sup>(k)</sup>
課税標準量 ③-④ ⑤		267,594 <sup>(k)</sup>
申 告	燃料炭化水素油の販売量 (法144の2③)	0 <sup>(k)</sup>
	課税対象とならない数量	0 <sup>(k)</sup>
納 付	軽油又は燃料炭化水素油の販売量 (法144の2④)	0 <sup>(k)</sup>
	課税対象とならない数量	0 <sup>(k)</sup>
等 の 分	炭化水素油の消費量(法144の2⑤)	0 <sup>(k)</sup>
	課税対象とならない数量	0 <sup>(k)</sup>
の 分	みなす課税された軽油の消費・譲渡 量(法144の3①V)	0 <sup>(k)</sup>
	課税対象とならない数量	0 <sup>(k)</sup>
の 分	みなす課税された軽油の輸入 量(法144の3①VI)	0 <sup>(k)</sup>
	課税対象とならない数量	0 <sup>(k)</sup>
そ の 他		1,143 <sup>(k)</sup>
課税対象とならない数量		167 <sup>(k)</sup>
計 ⑥		1,143 <sup>(k)</sup>
課税対象とならない数量の計 ⑦		167 <sup>(k)</sup>
課税標準量 ⑥-⑦ ⑧		976 <sup>(k)</sup>
合 計 ⑤+⑧		268,570 <sup>(k)</sup>

区 分		数量・件数	
特 別 徴 収 義 務 者 等	元 売 業 者	本 店 の 数	0 <sup>(件)</sup>
		登 録 数	18
		事 務 所 等 の 数	11
特 約 業 者	計	本 店 の 数	51
		登 録 数	135
		事 務 所 等 の 数	240
仮 特 約 業 者	計	本 店 の 数	51
		登 録 数	153
		事 務 所 等 の 数	251
そ の 他 の 者	計	本 店 の 数	0
		登 録 数	0
		事 務 所 等 の 数	0
等	計	本 店 の 数	0
		登 録 数	0
		事 務 所 等 の 数	0

- (注) 1 この表は、当該年度において課税されたものについて掲載した。  
 2 「引取数量」欄には、特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を掲載した。  
 3 「特別徴収義務者数」は、当該年度3月末日現在で掲載した。

課税対象とならない数量

区分	免税価格等 使用数量等 ①	数量 (x1) ②	みなす課税		引取課税		毎通徴収		通時区分・時率	
			件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)
第 四 十 四 回 通 時 区 分	輸出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	外国船籍の船舶の船用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	課税済み	44	18,640	0	0	0	0	0	0	0
	小計③	44	18,640	0	0	0	0	0	0	0
第 四 十 五 回 通 時 区 分	石油化学製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エチレン等の原料の用途	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ポリプロピレンの製造工部等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 一 一 十 七 回 通 時 区 分	船舶	303	1,805	0	0	0	0	0	0	0
	漁船	95	647	0	0	0	0	0	0	0
	自衛隊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海上保安庁	1	X	0	0	0	0	0	0	0
	その他	207	946	0	0	0	0	0	0	0

区分	免税価格等 使用数量等 ①	数量 (x1) ②	みなす課税		引取課税		毎通徴収		通時区分・時率	
			件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)
第 一 一 回 通 時 区 分	自衛隊(機銃等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	オーストラリア軍隊(機銃等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第 二 十 三 回 通 時 区 分	鉄道事業	1	X	0	0	0	0	0	0	0
	軌道事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専用の鉄道を設置する者	1	X	0	0	0	0	0	0	0
	専用軌線において車両の入換 作業を営む者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業等	13,624	10,489	1	X	0	0	0	0	0
第 四 十 一 回 通 時 区 分	国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	6	12	0	0	0	0	0	0	0
	委託を受けて農作業を行う者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農地の造成又は改良を主たる 業務とする者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	13,618	10,477	1	X	0	0	0	0	0
	農業等	41	1,745	2	X	0	0	0	0	0
第 一 回 通 時 区 分	国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農材生産業を営む者	39	582	2	X	0	0	0	0	0
	その他	2	X	0	0	0	0	0	0	0

区 分	免税税率 使用者数等 ①	数 量 (k l) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通時差分・時差		
			件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	建 造	セメント製品製造業(生コン クリート製造業を除く)	15	152	0	0	0	0	0	0	0
		生コンクリート製造業	5	44	0	0	0	0	0	0	0
	中 間 業	鉄物の鍛造事業	37	4,866	0	0	0	0	0	0	0
		とび・土工事業	5	179	0	0	0	0	0	0	0
		鉄さいバラス製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		港湾運送業	3	100	0	0	0	0	0	0	0
		倉庫業	1	X	0	0	0	0	0	0	0
		鉄道貨物利用運送事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	免税税率 使用者数等 ①	数 量 (k l) ②	みなす課税		引取課税		普通徴収		通時差分・時差		
			件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項	建 造	鉄道貨物積卸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		航空運送サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 間 業	廃棄物処理事業	13	251	1	X	0	0	0	0	0
		地方公共団体	4	15	0	0	0	0	0	0	0
		地方公共団体の長の許可等を受け た者	9	236	1	X	0	0	0	0	0
		国土交通大臣の許可を受けた者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		木材加工業	25	483	17	10	0	0	0	0	0
	第 一 項	木材市場業	3	7	0	0	0	0	0	0	0
		産紙製造業	1	X	0	0	0	0	0	0	0
		索道事業	26	295	0	0	0	0	0	0	0
		小計 ⑧	14,104	22,565	21	47	0	0	0	0	0
法附則第十二条の二の七第五項関係 ⑨	0	0									
法附則第十二条の二の七第六項関係 ⑩	0	0									
法附則第十二条の二の七第七項関係 ⑪	0	0									
アメリカ合衆国軍関係 ⑫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
外国公館等の随員用ボイラー関係 ⑬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計 ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬	14,148	41,205	21	47	0	0	0	0	0	0	

(注) 統計表中の「X」は情報を保護する観点から計数を秘匿としている。